

## 行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

内閣官房副長官補

藤井 健志



令和6年3月1日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣官房、2024年2月27日閣議決定）に係る内閣法制局の審査事務（内閣法制局設置法第3条第1号）に関連して作成された行政文書のうち（省庁により名称は異なるが、概ね、内閣法制局説明資料・逐条説明などと呼称される）法案の条文または論点に対応する形で解説または説明が記載されている行政文書）（同月6日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（仮称）説明資料（逐条解説）」のうち、

- ・ I 本法律案の基本的な考え方～IX 罰則（第22条 - 第27条）（P3～135）

#### 2 不開示とした部分とその理由

なし。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。